主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人両名の弁護人山本諫の上告趣意は、判例違反をいうけれども、所論引用の判例はいずれも本件と事案を異にし適切でなく、刑訴法四〇五条の上告理由に当らない(本件重油抜取り行為が、業務上横領罪に該当するとした原審の判断は正当である)。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四一年六月二三日

最高裁判所第一小法廷

吾	謹	部	長	裁判長裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官
郎	=	田	松	裁判官
誠		田	岩	裁判官